

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
機構長選考・監察会議規程

〔平成16年6月22日〕
議 長 裁 定

改正 平成17年4月20日

改正 平成27年3月27日

改正 平成27年10月2日

改正 令和4年3月10日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号。以下「基本通則」という。）第8条第3項の規定に基づき、機構長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 選考・監察会議の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機構長の選考に関する事項
- (2) 機構長の任期に関する事項
- (3) 機構長の解任に関する事項
- (4) 機構長の業務執行状況に関する事項

2 前項第1号の審議は、次の各号の一つに該当する場合に行う。

- (1) 機構長の任期が満了するとき
- (2) 機構長が辞任を申し出たとき
- (3) 機構長が解任されたとき
- (4) 機構長が欠員となったとき

(選考・監察会議の権限)

第2条の2 選考・監察会議は、基本通則第11条の3第2項の規定による報告を受けたとき、又は機構長が大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構機構長解任に関する規程(令和3年規程第1号)第2条第1号から第3号までに規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、機構長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(組織)

第3条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構経営協議会規程（平成16年規程第20号）第3条第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 6人
- (2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構教育研究評議会規程（平成16年規程第

21号)第3条第3号から第5号までに掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 6人

(任期)

第4条 前条各号の規定により選出された委員の任期に関して必要な事項は、各委員の属する経営協議会又は教育研究評議会の定めるところによる。

(委員の失職)

第5条 第3条各号の規定により選出された委員は、経営協議会又は教育研究評議会の委員でなくなったときは、その職を失う。

(議長)

第6条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議の会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第7条 選考・監察会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第8条 選考・監察会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第1項第3号に規定する機構長の解任に関する事項については、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(事務)

第9条 選考・監察会議の事務は、管理局において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考・監察会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、選考・監察会議において定める。

附 則

この規程は、平成16年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月20日)

この規程は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月27日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月2日）

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

附 則（令和4年3月10日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。